

令和元年度

# 倫理に関する特別委員会記録

---

審査・調査案件

1. 倫理に関する諸問題の調査 ..... 1

---

令和元年11月26日（火曜日）

## 倫理に関する特別委員会会議録

令和元年11月26日 火曜日

午前10時01分開議

午前10時57分閉議（実時間45分）

### ○本日の会議に付した案件

#### 1. 倫理に関する諸問題の調査

### ○本日の会議に出席した者

委員長 村川清則君  
副委員長 古嶋津義君  
委員 大倉裕一君  
委員 亀田英雄君  
委員 中村和美君  
委員 成松由紀夫君  
委員 橋本幸一君  
委員 増田一喜君  
委員 村山俊臣君  
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部

文書統計課長 加来康弘君

部局外

議会事務局次長 増田智郁君

### ○記録担当書記 上野洋平君

土田英雄君

（午前10時01分 開会）

○委員長（村川清則君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから倫理に関する特別委員会を開会いたします。

### ◎倫理に関する諸問題の調査

○委員長（村川清則君） それでは、本特別委員会の特定事件であります倫理に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

去る7月17日の本特別委員会において皆さんに審議していただきました八代市政治倫理条例の改正案については、対象範囲として市長、副市長も含まれますことから、本委員会で御決定いただきました内容をもとに執行部の関係課かいとの協議を行っておりました。

そこで、先般、執行部より内容の精査を行い市長、副市長も賛同されたとの報告がありましたので、本日、委員の皆さんにお集まりいただき、その内容について御報告させていただきたいと思っております。

なお、お手元にお配りしている資料は、今回執行部に調整いただいた本条例改正案の全文と、もう一つが新旧対照表でございます。

それでは、今回の執行部との確認結果について、議会事務局より説明いたさせます。

○議会事務局次長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局増田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、先ほど委員長のほうより御案内ございました、本特別委員会で御決定いただきました条例につきまして、執行部のほうに条例化するために文言等の確認をしていただき、さらに執行部のほうで市長までの確認をしていただきましたので、その結果について私のほうから御説明のほうをさせていただきます。

恐縮でございますが、説明につきましては着座にて行わせていただきたいと思います。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思えます。先ほど委員長よりございましたが、レジューム以外に2種類お配りをしております。1つ目は、去る7月17日に本委員会において政治倫理条例の改正案を御決定いただき、その後、執行部、文書統計課でございますが、に実際条例を改正する際に文言等の確認、また、本条例は市長等も含まれておりますことから、委員会案に市長等も含める旨の確認をしていただきましたので、その資料といたしまして、A4の縦の資料で、左が執行部・事務局確認結果、右が特別委員会（案）というふうに記載してございます資料が1つでございます。2つ目が、これらの改正案を全て含んだところでの、現在の改正後の条例全文の案を資料としてお配りをさせていただいております。

それでは改正部分につきまして御説明をさせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、本特別委員会において御決定いただきました案につきましては、大筋、執行部のほうで市長まで確認をされ、問題はございませんでしたとの報告を受けております。しかしながら、条例上の言い回しや同じ条項の中で条文を新たに追加されましたことに伴い、文言を置きかえて表記するなど、既存の条文の文言を若干調整をさせていただいております。

それでは、具体的な調整後の結果の部分について御説明をさせていただきます。資料につきましては、上のほうに「新旧対象表」というふうに書いてございますが、そちらに基づきまして御説明のほうをさせていただきます。

まず左側、執行部と事務局の確認結果の部分で空白になっているところにつきましては、特別委員会（案）について特段の、条例を改正するためにですね、問題はないということでございましたので、そちらは空白にさせていただいております。

それでは、その資料の4ページをお開き願いたいと思えます。

15条から左側に黄色のマーカー等をつけさせて、書かせていただいているところがございます。まず15条の部分でございますが、第1項におきまして黄色でマーカーをしておりますが、右側の特別委員会（案）では、「議員及び市長等を」という文言のところでございますが、左側の確認結果では、「議員若しくは市長等」に改正する場合は変更したほうがいいのではなかろうかということでございます。

その次に、青字で掲載してございますが、右側の特別委員会（案）には下請け関係が含むが入っておりませんでした。現在の条例は「下請負を含む」というのが入っております。そこが本特別委員会で御決定いただきました内容には入っておりませんでしたので、これを入れるか入れないかというのは、この後、御協議いただければと思えますが、一応、参考までに青字で記載をさせていただいております。

次に、第2項につきましては、第1項で言いかえました市工事等の契約に合わせさせていただいております。

次の第3項につきましては、「市長等の配偶者又は議員若しくは市長等」ということで、市長等も関係してくるということで、第1項の文言と合わせて記載してございます。

次の第5項につきましても、従前の第1項及び第2項の関係で、「関係私企業」ということで記載しております。また、このことによりまして、次の「関係者」も「関係私企業」ということで記載してございます。

最後に、第16条についてでございますが、右側の特別委員会（案）には「議員及び2親等以内の親族が経営する企業又は」の部分が、左側の確認結果のほうでは削除してございます。この削除をしております理由といたしましては、まず、第15条の5項の関係私企業のこと

がうたわれておりまして、さらにこの関係私企業といいますのは、同じく15条の第1項、第2項に、その関係私企業の説明の中で、「2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業」ということでもうたい込まれておりまして、同じような文言を含んだところで、関係私企業ということで途中の項のほうでまとめてございますので、そこでまた再度新たにうたい込まず、ここは関係私企業というふうに置きかえをさせていただいておりますので、削除のほうをさせていただいております。

以上が今回、最終的に本特別委員会で御決定いただきました内容を実際に条例改正するために、先ほど申しましたとおり、執行部に確認させていただきました内容でございます。主に今回、本特別委員会で御決定いただきました内容、繰り返しになりますが、特段問題はないということで、あと市長等を含めるに当たって文言の整理をしたというのが左側の主な部分でございます。

なお、今回の改正の協議を執行部とする中で、執行部より2点だけお尋ねがございまして、まず1点目でございますが、先ほども御説明させていただきました第15条の青文字で記載されております「下請負を含む」という文言が現条例には入っておりますが、今回の改正案には入っていないということで、これを実際に入れられるのかどうかというのを御決定いただくというのが1つと、2点目といたしまして、本条例の施行期日はいつに設定をしたらよろしいでしょうかというような、2つのお尋ねがございまして、今申しました2点につきまして本日御決定いただければ、本条例の改正に伴う確認事項が全て整理された、整ってしまうということになりますので、この2点についてもこの後御協議いただければと思います。

以上が説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（村川清則君） ただいま説明がございましたが、今回、市長の確認も終了したことに伴い、整文した部分については皆さん御異議ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 今、執行部からお尋ねとか整文というところだけけれども、それは文書統計課の話、文書統計課との打ち合わせちゃう話、今説明したのは。

○議会事務局次長（増田智郁君） 先ほど申しましたとおり、本特別委員会で内容をお決めいただき、条例改正をするに当たって文言の整理等が必要になります。それと、現条例との整合性も必要になりますので、そこも踏まえて文書統計課と協議をさせていただきまして、その中での気づきが2点ありましたということでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） であればね、であれば、文書統計が説明せなんよ。議会事務局が説明すつとじゃなくて、この内容については文書統計が整文化してやるんだから、担当課が説明するというとは文書統計課がやるべきで、あえて確認したけど、文書統計課が来とるけん、多分、文書統計課が整文しとるとはある程度わかるけど、説明はあんまり議会事務局がそこしてしまうと、議会事務局がこの整文の内容を確認するわけじゃないわけだから、担当課の文書統計課が説明して、そして委員会に諮るというのが流れかなと思うんだけど。まあそういうことで、以後、文書統計課にもよろしく願います。（文書統計課長加来康弘君「はい」と呼ぶ）

あとは異議はございません。

○委員（山本幸廣君） 今のその成松委員のですね、もっともだと思っんですよ。しかし、委員長が次長に指名をされたんですよね。そこあたりについてのやっぱり調整というのは、今、成松委員が言われたように、調整はしとってほ

しいということ。私の意見ですから。（委員成松由紀夫君「議会事務局が責任を負うわけじゃないんだから」と呼ぶ）

○委員長（村川清則君） わかりました。ということ……。

○委員（大倉裕一君） 改めて見とったんですけども、目的の中で、この条例はということで、対象者を制限、制限といいますか、限定しよるわけですけど、教育長についても、組織といいますか、地方自治法の改正で執行部側に入ってきたという形になるわけですけど、教育長を入れるということは必要ないのかなというふうにちょっと思ったんですけど、皆さん、どのように思われるかというところを御意見いただければと思います。

○委員長（村川清則君） ただいま大倉委員から、教育長はどうするのかということですけども。

○委員（中村和美君） これ、市長と副市長とであるから「市長等は」と書いてあると思いますが、ほかのところ、他市ではですね、どうなのかちゅうのはわかりますかね。教育長も含むとか。

○委員（橋本幸一君） 今、見解の中で、文書統計課の中でどういう見解を持たれているか。（委員成松由紀夫君「市長等はどこまで含まれるか」と呼ぶ）

○文書統計課長（加来康弘君） 文書統計課、加来です。よろしくお願いします。

座って説明いたします。

○委員長（村川清則君） どうぞ。

○文書統計課長（加来康弘君） 今、教育長の取り扱いについてということで、他市の状況はどうなってるかというふうなちょっとお尋ねがありましたので、その点についてですが、熊本県内では菊池市、宇城市、阿蘇市、合志市の4自治体で教育長も含まれているというふうな状況です。

○委員（中村和美君） はい、ありがとうございました。

○委員（橋本幸一君） うちの見解としては、教育長も含むべきという、その辺はどうですか。

○文書統計課長（加来康弘君） いや、そこはちょっと。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、他市はそうですよ。で、整文化しとるわけでしょうが。で、文書統計の見解だけん、そこはじゃなくて、含むか含まんかはここで御決定くださいなのか。文言上、他市はこういう状況でどうなのかって、そこは文書統計はっきりしとかんと。

（委員橋本幸一君「それに対しての見解とかは、八代市として」と呼ぶ）（文書統計課長加来康弘君「見解としては今は」と呼ぶ）（「挙手」と呼ぶ者あり）

○文書統計課長（加来康弘君） 現状では含まれていないというふうな取り扱いです。

○委員（橋本幸一君） 実際上ですね、そういういわゆる物品購入とかもろもろの契約事項に関して、教育長がどのくらい八代市において関与されているか、やっぱりその辺の部分についてはどう見ておられますか。

そこはもう重要な部分って思うとですよ。やっぱそういう権限を教育長なんかに与えてあれば、当然そこはすべき部分、条件として入ってくると思うし。結局、市長が今、任命権者である以上は、やっぱり市長に、それについては非常に責任の重大さというのを与えておるといふ部分から考えれば、市長だけでもいいかなという思いもしないじゃないと。その辺をどう見るかと私は思いますけど。

○委員（成松由紀夫君） 今、橋本委員が言われる部分は非常に重要で、市長等という「等」の部分がですよ、特別職はやっぱり全部網羅するのか網羅せんのか、それだけだと思つてですよ。今、見解では、含まれませんということ

であれば、これは「市長等」じゃなくて「市長」はにせなんとですよ。市長等ということになれば、等というとは、多分、特別職の範囲まで網羅しているという解釈にやっぱならざるを得んのかなと思うもんだけん、その見解はどやんですか。どっちかですよ。

○文書統計課長（加来康弘君） 現状の条例では、市長等という定義については、市長及び副市長ということで明記しております、第1条にですね。現状ではそういうふうな定義ですので、「市長等」には市長と副市長しか含まれないというふうな見解でございます。

○委員（成松由紀夫君） であるならば、市長等に、例えば「及び教育長」まで入れるのか入れないのかというところで、多分大倉委員もそこははっきりしたほうがいいんじゃないのという話だろうけん、私は教育長も含まれるべきじゃないかなとは思っております。教育長も。

○委員（大倉裕一君） 私が意図したところは、今、成松委員が言われたとおりであつてですけども、以前は、教育委員会というのは執行部から独立した組織ということであつたわけですけども、自治法の改正で、市長の、何て言うんですかね、事務局、1つの組織というふうな形に見ることができるというふうになつていったわけですよ。で、八代市の場合は教育委員会も市長部局という形に取り扱いを変えましたので、そういう点からいくと、教育長——副市長をあえて入れてあるのであれば、教育長まで入れるべきではないかなという疑問もちょっと持ったもんで、皆さんの見解をですね、お伺いしたような状況です。最初からそういうふうな話をすればよかつたんですけど。

○委員（中村和美君） 大倉委員が言われるところの、私も市長等というのは副市長まで含むということやったけども、行政、市長部局に入るといふことになる、やっぱり教育長というのも、「市長等」の中に入れてほうが私はい

んじゃないかなと、そのほうがすっきりしはしないかなとは思っています。

それと、14市の中で4市が今ですね、教育長までということであるようでございますので、私はもう他市がそれだけ4市も入れておるといふことになる、含んでもいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○委員（橋本幸一君） その、等というのが先ほど市長と副市長までという定義があるといふんですが、これは全国共通の定義ですか。

○文書統計課長（加来康弘君） 現在の政治倫理条例の第1条で、そのように条例中で定義をしています。

○委員（橋本幸一君） それならばもう、結局、定義の中でそれを教育長も含めればそのままなりみんな適用できるから、そのほうがかえって早かつじゃなからうか。

○委員長（村川清則君） ちょっと小会します。

（午前10時20分 小会）

（午前10時26分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

○委員（橋本幸一君） 「市長等」とあるのはですね、それに教育長も加えるということで、この定義の中でですね、含めて、で、この八代市政治倫理条例の施行をやっていただきたいと思うわけでございますので、ぜひそこについては先ほど申しましたように、教育長も含むといふことでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（村川清則君） それでは、教育長も含むといふことで、また執行部に提出したいと思ひます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（橋本幸一君） お願いいたします。

○委員長（村川清則君） それでは、今回、市長の確認も終了したことに伴ひ、整文した部分については、皆さん、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、ただいまの説明の中で2点確認事項があったかと思しますので、その点についても御協議願います。

まず1点目、第15条1項の請負契約に、「下請負を含む」という文言を入れるかについて御協議願います。

○委員（成松由紀夫君） たしか熊谷市だったかな、あそこには多分これ入ったと思うとですよ。で、今説明があって、俺もあたって思ったんですけど、あればたしかほら、うちのひな形じゃないですけど、モデルにした経緯もあるけん、下請は当然入れとったほうがいいと思います。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） それじゃあ、「下請負を含む」を入れるというところで。ちょっと待ってください。それでは、そのようにいたします。

次に2点目、本条例の施行期日について御協議願います。この改正案のですね、一番最後の附則のところですね。（施行期日）「この条例は、公布の日から施行する」。本来でしたら、選挙があって、当選後、その任期開始の日となるんですけども、今回その4年間の途中でこういう協議を行ってますんで、決定した次の日からやるのかということですよ。

○委員（橋本幸一君） 対象者がおるわけですよ。で、公布の日からなると、結局いろんな手続とかもろもろのそういう中で、事務的な部分については問題なかつたでしょうか。ある程度の一定期間を置いてからという、その辺のあれは実際どうですか。担当部署としてはどう思われますか。

○文書統計課長（加来康弘君） 今の規定のままであれば次の任期の開始の日以後ということに適用になるんですが、これをそれよりも以前にする場合につきましては、附則のところ、この16条の規定の第1項のところなんですけど、16条の第1項のところに、任期開始の日においてということが1行目にあるんですけども、その部分を附則で読みかえる、実際いつから適用するかというのをそこを読みかえにして操作できるというふうなことになります。

○委員長（村川清則君） 何年何月何日から施行すると決めるということですか。（「決めて30日以内に議員にあって」と呼ぶ者あり） ああ、30日以内とか。

○文書統計課長（加来康弘君） 施行の日でも調整できますし、その附則の書き方によっても、どの時期からかというのが特定できます。

○委員（大倉裕一君） 私はもう新年度になってからの施行で思っております。

○委員長（村川清則君） 新年度といいますと。

○委員（大倉裕一君） 4月1日から。（委員中村和美君「令和2年の4月1日」と呼ぶ）

○委員（中村和美君） すきっとするのはそこかもしれないんですけど、それで手続とれるのか、ちょっと事務局にお伺いしたいです。

○委員長（村川清則君） 4月1日からということではいかがですか。

○文書統計課長（加来康弘君） そこはもう決められたとおりで大丈夫かと思えます。

○委員（成松由紀夫君） 私はもう決めた議会の採決日の翌日なり、早々に、やっぱり決めたことは決めたことでやるべきじゃないかなと思いますが。

○委員（橋本幸一君） 私が心配するとは、執行部のいろんな事務手続の問題、やっぱその部分が何もなかならば、それは当然問題なかって思うんだけど。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどの話で決めようだけんということやけん、どやんでん対応しきらすとかないとは思ったんですよね。ただ、事務的にはどれぐらい決まってから議決してから必要ということがあれば、それには対応せんばんとは思いますがね。どうなんですかね、そこの執行部の見解は。

○文書統計課長（加来康弘君） 公布の日以前に施行するということはありませんので、仮に事前の準備等が必要ということであれば、公布の時期を少し後ろにずらすとかというふうな調整もできると思います。

○委員長（村川清則君） 小会します。  
（午前10時34分 小会）

（午前10時36分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

それでは、施行期日はいつにいたしましょうか。いつからにいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 繰り返しになりますけれども、新年度から区切りのいい形ですね、お願いできればというふうに思います。いろいろ執行部のほうの準備期間ですね、と、議員のほうへの周知、いろいろそういったところも含めると、少し期間を設けて取り組みを進めた方がいいかなというふうに思いますし、今度職員さんのほうの倫理条例も提案がなされております。その提案の施行のほうもですね、期日が新年度というふうになってるみたいですので、まだ決定された条例じゃないんですけど、同じ考え方で進めていったらどうかと思います。

○委員長（村川清則君） それでは、来年4月1日という意見が出ましたけれども、それに御異議、ほかにないですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 異議なしの声がありました。それでは、そのようにいたします。

ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 倫理については私も一般質問したところの経緯もあってですね、この第15条の、執行部にちょっと1つ確認ですけど、実質的に経営に関与する企業というところでいくと、兼業禁止の部分、実質支配者という文言が出てくるんですよね。その考え方と同じ見解でよかですか。確認ですけど。あの文言と。

○文書統計課長（加来康弘君） 自治法上の兼業禁止の考え方と同じでいいと思います。

○委員（成松由紀夫君） そこはちょっとしっかり確認しとかんといかんし、今度は努力規定じゃなくて義務規定として辞退をしなければならないだけですね。だけん、これが施行されたらきちとやっとかないと、ざる法になってしまうといかんし、しっかりとした形でやっていく部分においては兼業禁止ともリンクするというような考え方が確認できればもうそれで結構ですので。わかりました。

○委員（大倉裕一君） また1つ皆さんの御意見をお聞きしたいなというふうに思うんですけども、関係私企業の届け出というのが書面をもって提出するというふうな形になっています。結果的に提出された書面というのは閲覧に供するという形になっているので、これ、個人の作成でばらばらの書類よりも共通というんですかね、共通性を持たせた書類のほうが、書面のほうが、見られたときに見やすい部分もあるのかなというふうに思うんですけど、そのあたり、皆さんで御協議いただければと思います。

○委員長（村川清則君） ただいまの件については。要するに。（委員橋本幸一君「統一様式たい」と呼ぶ）

ひな形ていうか。（委員中村和美君「統一した書面ちこと」と呼ぶ）（委員大倉裕一君「様式をある程度」と呼ぶ）（委員増田一喜君「まとめたらいいいじゃん」と呼ぶ）

○委員（中村和美君） そのほうがすっきりす

と思いますので、いいと思います。私はですね。

○委員（大倉裕一君） 参考になされた自治体で恐らく様式等もあるのではないかなというふうに思いますので、そのあたりも調査していただいて、1回、委員会等に提出といいますか、提供いただければというふうに思います。

○委員（成松由紀夫君） という、例えばですけど、例として、様式的にはどがんですか。多分執行部もイメージが湧かなくて思うんですけど。わかりやすく。ちょっと俺がわからんもんだけん。

○委員（大倉裕一君） 私もわからないんです、どういうふうな書面を出せばいいのか。だから、誰々議員とどこどこ企業というところが関係があるんですよという内容になるんでしょうけど、それを出される、それぞれ出される部分を統一して出した方がいいだろうという思いで確認をさせていただいたので、ほかの自治体の参考例とか、そういったところを調べていただいて。

○委員（成松由紀夫君） 例えば、じゃあどこどこ企業、何々議員というところがですよ、いや、例えば私がさっき言うた第15条とリンクすつとばってんが、実質支配者っていう部分があつてでしょう。でも、あくまでこれは義務規定になったらですよ、代表者の名前ば書いてから、自分は関係なかよってというポーズ的なことが出てくるとざる法になりかねんけん、さっき言うところがあるわけですか。だけん、実質支配者、実質的に関与するって、これは兼業禁止のところとリンクするんですかというのとはそこで、書面の書き方なんかでも、代表者が書いとるけん関係なかつじゃなくて、実質的にどうと言うたら、何々産業とかね、何々企業とかに誰々というところが、代表者が違うけんということ載せん場合もあつじゃなかですか。そがんじゃなくて、実質的に関与する部分はどうか

よという書面は、それはきっちり書いていかなんと思うとですよ。

だけん、そのひな形の部分は実は大事で、それは今言いましたけどわかりませんじゃなくて、どういうふうにご書いた方がいいんじゃないというのを具体的に言うとしたほうがよかですよ。

○委員（大倉裕一君） だから、共通様式で皆さんの認識を共有化して、こういう様式で出すようにしようという提案をさせていただいたわけで、それは今からその中身を我々が決めていく必要があるのかなと。

○委員（増田一喜君） 成松委員とちょっと関連するんだけど、実質的な経営者ということはこっちでしたら、結局ですね、社長であるとか専務であるとか、肩書のきっちりついた人たちだったらわかるんだけど、それが平に、わざと平に落とすと、都合上ね。平に落としとして、そして私は経営者じゃありませんというような形をとったとしても、地方自治法では、実質的に経営するちゅうことは、その経営に関して物すごい権力を持っているという人は、平の立場であろうと顧問の立場であろうと部外の立場であろうと、部外は別かもしれないけれども、平であろうとそこの会社の中においてやるちゅうのはそれも見るんでしょう、実質的経営者というのは。肩書だけじゃないでしょう。私はそう理解しとるんだけどな。どんなんですか。それを今言っているわけでしょう。

○委員（橋本幸一君） ここでですね、そこを議論すつとはちょっと。（委員増田一喜君「いや、尋ねとつですよ、見解を」と呼ぶ）

結局ですね、何と言いますか、会社というのは法的にはやっぱり届け出上の職の部分の関係でしか、普通、一般論としては書かんとですよ。だけん、表面上はもうそこでしかまずはずね、わからないということで、実質、実質と

いうが、結局そこについては、それから先どうなるかという問題だけですね。

○委員（増田一喜君） いやいや、これは実質というのの理解がどうなのかというのを聞いているんですよ。

○委員（橋本幸一君） 様式としてですね、実質的経営者という、それは様式に盛り込む必要は、まだ普通、一般論としてないし。

○委員（増田一喜君） 違う違う、盛り込むとかいう話ではないんです。見解ですよ。どういうふうに見ているのか、実質的などというのは。それをちょっとお尋ねしとつとですよ。

○文書統計課長（加来康弘君） 一般論として特にはっきりした見解はないんですが、実質的に支配しているというふうなの、じゃあ具体的にどうやって確認できるかというのは、実際には非常に難しいと思います。

○委員（増田一喜君） だけど、それは難しいって、それを限定するのは難しいでしょうけれども、その文言上、あるいはその理解上は実質経営者というのは私が言ったように、平であろうとその会社を動かすと、陰で動かしているというその人、だから陰で動かしているちゅうことを立証できればその人だってなるけれども。でしょう。だから、その見解がどういうふうに理解されているのかなというのが聞きたかったわけですが、こっちのほうではね。

ただ、わからなければ何でも、立証できなければそれはしょうがない、その人じゃねえんだってなるけれども。だから、立証するしないはそれは別問題として、そういうことを実質的な経営者というふうに理解されているのかなと。私はそう理解していると。（委員成松由紀夫君「意見ですね」と呼ぶ）

いや、それを聞きたかったのよ。

○委員長（村川清則君） もともとですね、提出する文書についてひな形をつくってたほうがいいんじゃないかという。

○委員（中村和美君） 普通、実質的オーナーちゅうのは法務局だったかな、私も会社を持つとるけど、提出せんばいかんし、私の名前、ばって載つとるけん。だからそういうのとか、今二人言われたのが本当にわかるような、一目でわかるような書類を大倉委員はね、統一してつくったほうがどうですかということだと思いたいな。こちらのほうが心配も、その書類を見ただけでわかるような書類をどこかからかあれば、それを求めてきて、皆さんで検討すればどうですかという意味でしょう。と私は思うとばってん。

○委員（成松由紀夫君） だから、今、大倉委員が言わんとされるところは、一目でわかるようなのを統一でって、私はそこには異議はありません。今、橋本委員も言われたように、なら実質支配者をここで議論して掘り下げていくとはなかなか難しかよねと。それもわかりますし、増田委員が言われるところは私と一緒に、実質的支配者が云々というとは掘り下げようとは思わんとですけども、もう、該当されるような方はですね、わかっとなすと思うとですよ。だけん、そういうのが係争になったり、掘り下げていくようなことにならんように、多分放送見とんなはる人もきょうは結構おんなはると思うとですたいね。だけん、そこはもう周りからいろいろ言われんでもちゃんと襟をみずから正す、そういう姿勢でやっぱりこの条例には取り組んでほしいと、そこを言わんとしているんですよ。

だから、僕はこれに該当するような部分があって、本業が大事ならば本業をやる、いや、議員としてやるんならば議員としてきちんとやる。そこは、もう疑わしきはもうがたがた周りから言われんようにみずから襟を正してもらえればそれが一番いいと。そういうことですので、大倉委員の言われたのには賛同します。異議なし。

○委員長（村川清則君） まだ公布前でございますので。（委員成松由紀夫君「いやいや、様式についてですよ。様式が議論だけん」と呼ぶ）

○委員（古嶋津義君） 15条に書いてありますように、あくまでも市の工事等に、契約にかかわる企業の顧問とか、そういう方をしているとは書類を提出をするということですね。市の工事等に関係しとらん企業の役員等はよかってしょう。（委員山本幸廣君「それはもう、兼職でひっかかるけんだから。兼職等があるけんひっかかるけんそれはできん」と呼ぶ）

○委員長（村川清則君） もう1回。

○委員（古嶋津義君） 今、市の工事等にかかわる企業に対する、例えば私が顧問をしとると、そういうのはだめだいけん、そのまま書類を出しなさいという意味でしょう。市の工事ば請け負うとらんとに、ほかに役員とかしとつとは、それは関係なかってしょう。

○文書統計課長（加来康弘君） こちら、今おっしゃるとおり、そういうふうな市の請負とかに入っている企業のそういうふうに関係企業があれば、書いて提出をしていただくというようなことになろうかと思えます。（委員成松由紀夫君「違う違う、今言いよらすとは肩書の話たい」と呼ぶ）

○委員（古嶋津義君） んね、んね、肩書ってそん、例えば今、市の何々会社の、市の請負しとつとにさ、顧問とか何か私が（聴取不能）とすればそれはだめでしょうという話で、例えば、今、中村委員……

○文書統計課長（加来康弘君） 済みません、ただいまの説明にちょっと誤りがありまして、市との請負に入っているかどうかには関係なく出していただくというふうなことでございます。

○委員（古嶋津義君） はい、了解しました。じゃあ、中村委員あたりも出さんばいかんとい

うことだな。

○委員（増田一喜君） ということは、今ぼつとイメージするのが、議員がもし会社を持ってたら、その何々株式会社代表取締役、誰の何がして議員名をそこに書くということになるのかなど。そしたらば、その役職から、実質は経営者なんだけど、役職から外れたらそこに名前出す必要がないから、書類自体をもう出す必要がないんじゃないかなという気はするんですけど、そこらあたりはどんなふう。提出する義務ちゅうのはこれからじゃ読み取れないところがあるんだけど。

○委員長（村川清則君） ちょっと小会します。

（午前10時51分 小会）

（午前10時54分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

○委員（成松由紀夫君） 要するに、今、執行部の説明でよく理解できました。わかりやすく、要は、入札しようがしまいが、もう関係なく、関係するところは全部わかりやすいような形で、さっき大倉委員の統一見解も書式で出していくというようなことだと思います。だから、心当たりがある部分はですね、やっぱりもう速やかに出して。これはもうほら、そもそもですよ、議員みずから襟を正すという話ですよ。だけんまあ、落札率がどうか何とか、1者応札とか新庁舎でもあったんですけど、99.9%とか、1者応札とかいろいろありますけども、とにかく入札に関係あるないは抜きで、みずから心当たりのある方はちゃんと届け出を出して、そして関係ある方は辞退をする。これはもう議員みずからが襟を正す、それだけの話ですので、当たり前のことですけん、当たり前でいきましょう。よろしく願います。

○委員長（村川清則君） 詳しくは第15条に

倫理に関する特別委員会  
委員長

ございますので、よろしく申し上げます。

また、書式についてはですね、ちょっと他市の状況もちょっと調べておいてください。お願いいたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) それでは、お諮りいたします。

本日、お配りしております改正案の第1条に教育長を加え、八代市政治倫理条例を改正したいと思いますが、施行期日は令和2年4月1日ということで改正したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、教育長への確認を行い、12月定例会中に再度御審議いただきたいと思っております。

では次に、さきの本特別委員会においても意見がございました、先ほどもお話が出てましたけれども、職員の倫理に関することについてでございますが、執行部より12月定例会において条例案が上程される予定と聞き及んでおりますので、その折は、付託されれば御審議いただくことになろうかと思われまますので、御承知おきください。

そのほか、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) なければ、以上で本日の特別委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって倫理に関する特別委員会を散会いたします。

(午前10時57分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年11月26日